

♪ サポランド News ♪

2024.6月号
VOL.49

【発行】特定非営利活動法人 在宅支援センターサポートランド二十一

〒819-0380 福岡市西区田尻東3丁目2707-3 TEL・FAX (092) -807-4477

在宅支援センター

ひだまり

〒814-0162

福岡市早良区星の原団地32-104

TEL092-874-5003

FAX 092-874-5009

Email hidamari5003@yahoo.co.jp

障がい福祉サービス事業所

わくわくランド

〒819-0373

福岡市西区周船寺3-3-1

TEL092-834-9963

FAX092-834-9964

Email wakulandworks@yahoo.co.jp

今津特別支援学校 放課後等支援事業
ほのぼのルーム

〒819-0165

福岡市西区今津5413(今津特別支援学校内)

TEL092-806-8182

FAX092-806-8182

Email honobono@dune.ocn.ne.jp

各事業所の活動は <https://www.support-land21.com> で紹介しています。

ニュース・ブログ等更新していますので、毎日ワンクリックのご支援をお願いします☆

★わくわくランド★



初夏の訪れとともに、爽やかな風が感じられる季節となりましたが、いかがお過ごしでしょうか。

先日は急な保護者説明会の開催にも関わらず、多くの方が参加して頂き有難うございました。長年、人手不足と戦いながら、運営をしてきましたが、今年度は育児休業に入られる方や働いて下さっている職員の家庭環境の変化等(今より働けなくなった方)が重なってしまい、このままでの運営を続けることが難しくなりました。ギリギリまでどうにかできないか検討をした結果、急になってしまい申し訳なかったのですが、7月よりわくわくランドの土曜日を一時閉所することとなりました。メンバーさん・保護者の方々、また関係機関の方々にもご迷惑をかけることを深くお詫び申し上げます。

土曜日は毎週レクリエーションを開催しておりました。今後は平日にお出かけやゲーム等を開催してメンバーさんが楽しんで頂けるよう企画して行きます。そして、サポランド News を見て下さっている方でわくわくランドに興味がある(働いてみたい)方がいましたら小林までご連絡下さい。毎日、笑顔になりながら一緒に働いてみませんか?ご連絡をお待ちしております♪

障がい福祉サービス事業所 わくわくランド

施設長 小林 潤也

日頃よりわくわくランドへのご支援をありがとうございます。

6月の予定

1日(土) お菓子作り
ぴあマルシェ バザー出店(予定)

8日(土) 運動会

15日(土) ゴルフ大会

22日(土) アクアリウム作り

25日(火) 早帰り(～14:00)

29日(土) 壁飾り作り



6月



7月の予定

6日(土) ぴあマルシェ バザー出店(予定)

7日(日) 田隈公民館 バザー出店(予定)

15日(月) 海の日(わくわく休み)



外出レクリエーション

4月の末に、佐賀県の川上峡へ鯉のぼりを見に行きました!!大きな鯉のぼりをバックに写真撮影、みんなとても良い表情です(*^^)お昼ご飯は道の駅大和へ行って美味しい給食を食べました☆お腹いっぱいになった後は周辺を散策したり、自分やご家族へのお土産を選んだり、楽しく過ごしました☆



今月のスタッフ紹介★

名 前:小金丸 好江
血液型:A 型+
趣味:映画鑑賞
好きな食べ物:担々麺、お寿司
座右の銘:明日は明日の風が吹く
ハマっているもの:韓流ドラマ



☆多わくわくランド紹介動画☆≡

<https://youtu.be/WmBhcyF0Pil> で検索。もしくは右の QR コードへ!





在宅支援センターひだまり



雨の季節になりました。今年も各地で大雨の恐れがあり総雨量も平年並みかやや多いと予想されているようです。雨の日の支援は移動時間や雨具などの準備を考えたり…ガイドヘルプは移動手段を考え雨雲の動きをみながら動いたり…と、いつもよりも気を付けることが多くなりますが、安全に移動し支援できるよう雨具の準備をしておくなど事前に備えておきましょう♪

ひだまり 吉村 麻衣子



ヘルパーミーティング

高齢者虐待防止について



高齢者虐待防止法の定義

平成18年4月『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』施行

高齢者とは…65歳以上の者

養護者とは…高齢者を現に養護する者であって、養介護施設従事者等以外の者

養介護施設従事者等とは…老人福祉法及び介護保険法に規定する施設又は事業の業務に従事する者

高齢者虐待の定義

- ①身体的虐待
- ②介護、世話の放棄・放任（ネグレクト）
- ③心理的虐待
- ④性的虐待
- ⑤経済的虐待

※身体拘束と高齢者の関係

「緊急やむを得ない場合」ではない身体拘束は、高齢者虐待に該当する。
⇒『切迫性』・『非代替性』・『一時性』の全てを満たすことが必要。

高齢者虐待を考えるための2つの大事な視点

- ①顕在化した虐待以外にも気づかれない虐待があることを知っておく。
- ②明確な「虐待である」と判断できる行為の周辺には、判断に迷う「グレーゾーン」が存在することを知っておく。

不適切なケアとは？

- ・ご本人やご家族が不快感や悲しみを感じるケア
- ・ご自分でできるところを職員の都合で介助してしまう。
- ・ご利用者の同意を得ることができないケア
- ・意思確認できないご利用者でも、その方の最善の利益が守られないケア
- ・法令や契約書の内容に反する可能性があるケア

不適切なケアが起こる要因

- ◎組織の理念・方針が不十分
- ◎認知症の知識不足・BPSDへの対応が不十分
- ◎職員の精神的ストレス



「不適切なケア」はその行為が見過ごされるといずれ虐待に繋がる可能性があります。一方で、誰しものがしてしまっている可能性もあります。私たちの仕事は身体的にも精神的にも関わる仕事です。職員間でも組織としても「不適切なケア」についての考えや行動を共有し取り組むことが大切です。



ほのぼのルーム



紫陽花の美しい時候となりましたが、皆様におかれましては、ますますご清栄のことと存じます。さて、先日、福岡市こども未来局との「法人連絡会議」が開催されました。各特別支援学校の放課後等支援事業を受諾している法人との意見交換や市からの通達などがありました。安全に安心して放課後等支援事業を運営するためにも、情報や工夫を共有して活用していくことが大切だと感じました。

六月は雨の日が続き、屋外への散歩などができない事が多くなりますが、屋内でも楽しめる音楽や読書や動画、ゲーム等を頻繁に取り入れて楽しい時間を作っていきたいと思います。好きなことに夢中になれるということは、とても素晴らしい事です。趣味や楽しみができるのは、一人の時間を楽しむ事に繋がります。笑顔が輝くこと、真剣な表情になること、時間を忘れて打ち込めること…そういったものを探しながら、共に体験し、共に悩み、共に喜ぶことが一人一人の成長につながっていくのではないかと思います。ご家庭からのご要望などがありましたら、遠慮なくお知らせください。

放課後等支援事業 ほのぼのルーム
管理責任者 山口 孝太

活動のテーマとしては、一人一人の安全の確保を基本に、さらに「心地良さ」を主題として取り組んでいます。光・風・音楽・笑顔・温かい声かけなどを通して、楽しく安心して過ごせる環境の調整を大切にしています。

【活動紹介】



肉まん美味しそう！



外出レク楽しい！



公園に散歩気持ちいい！



いちごの収穫！



いちごの収穫！



Wii で対決！